



くらしのフレッシュ便

広島県生活センター

相談ファイル

～布団を下取りすると言われて～

《相談内容》

昨日、自宅に「古い布団を下取りします」と業者が訪問してきた。ちょうど古い布団の処分に困っていたので、頼もうと思って家に入ってもらった。ところが、業者は突然新しい布団の購入を勧める話を始め、いつまでも帰ってくれないので、仕方なく20万円もする布団を契約してしまった。高額だし、まだ布団はたくさんあって必要ないので解約したい。（80歳代 女性）

《アドバイス》

この相談は「訪問販売」にあたりますので、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフで無条件に契約を解除することができます。クーリング・オフをすれば、たとえ布団を使ってしまっても、商品は業者の負担で引き取ってもらえるだけでなく、支払い済みの現金は全額返金され、違約金などを支払う必要もありません。

この業者のように、別の口実を作ったり、中には「トイレを貸してほしい」などと言って、販売目的を隠したまま家の中に入りこみ、そこで強引な勧誘をする悪質な業者もいますので、トラブルに遭わないためには、「安易に業者を家にいれない」「契約する気持ちがなければ、キッパリ断る勇気を持つ」といった心がけが大切です。



情報ファイル

～要注意！花火のやけど～



花火遊びは夏の風物詩で、楽しみにしている人も多いと思いますが、花火は例年、やけどの原因商品の上位に入る遊び道具でもあり、国民生活センターの「危害情報システム」には、花火（正確には「おもちゃ花火」）でけがをしたという事故報告がここ5年間で360件も寄せられています。

内容を見ると、10歳未満が過半数を占め、その中でも1～3歳が3割を超えるなど、幼い子どもほど事故が多くなっています。

- ケース1:** 3歳の息子が手持ちの筒状花火をしていたら、火をつけた側ではなく持ち手側が爆発し、指にやけどをした。
- ケース2:** 5歳の女の子が花火をしているときに、浴衣に火が燃え移り、両足の太ももに重いやけどを負った。
- ケース3:** 親に抱きかかえられた1・2歳の子どもが親の持っている花火の発火点を握ってしまい、手のひらにやけどをした。

花火の温度は、線香花火でも370℃、吹き出し花火は1100℃以上と非常に高温で、花火によるやけどは、範囲は狭くても深いものが多いのが特徴です。

花火で遊ぶときには、商品に書いてある遊び方、警告・注意書きをよく読んで必ず守るとともに、大人が必ず付き添い、子どもの行動に注意しながら楽しむようにしたいものです。

～お知らせ～

パネルコーナー7月展示

「若いあなた，こんな手口にご用心！」

センターに寄せられる若者からの相談が，年々増加しています。
若者は悪質商法のターゲットになりやすく，様々な手口で狙われています。悪質商法について知り，トラブルに巻き込まれないように気をつけましょう。

スマートライフ講座

「大衆薬と上手につきあおう」

日 時 平成15年7月24日(木) 13:30～15:00
会 場 広島県生活センター研修室(県庁農林庁舎1階)
定 員 30名
参加費 無料
申込み 電話でお申し込みください。(TEL082-513-2731)

消費者啓発講座

日 時	場 所	テ ー マ	講 師
7月15日(火) 13:00～14:30	加計町 川・森・文化・ 交流センター	悪質な訪問販売にご用心!	消費生活専門相談員 橋本明子 センター職員
7月16日(水) 10:30～12:00	布野村 村民会館	だまされないで悪質商法	消費生活専門相談員 小川喜久子
7月16日(水) 13:00～14:30	君田村 福祉センター	悪質な訪問販売にご用心!	消費生活専門相談員 小川喜久子 センター職員
7月23日(水) 10:00～11:30	作木村 山村開発センター	だまされないで悪質商法	元広島県立生活センター 消費生活相談員 立花清治
7月23日(水) 10:00～11:30	廿日市市 宮内公民館	悪質な訪問販売にご用心!	消費生活アドバイザー 島田ちづ子 センター職員

広島県ホームページ

消費生活に関する相談事例や解決策、消費生活上の豆知識などをわかりやすく説明しています。

<http://www.pref.hiroshima.jp/kenmin/seibun/info/index.htm>

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階
消費啓発グループ TEL 082-513-2731